

第 43 回人口・社会統計部会における意見に対する回答について

平成 25 年 11 月 18 日
 総務省統計局
 統計調査部消費統計課

前回部会資料 1 - 1 「第 42 回人口・社会統計部会における意見に対する回答について」 3 頁

「育児休業の取得の有無」の育児休業取得期間について、「今まで休んだ期間」と、「これから休む予定の期間」が区別できないことは問題だと思われるため、実績と予定を分けて記入するようにしてはどうか。また、選択肢は複雑にしない方がよいので、「週間」までの記入は不要ではないか。

【回答 1】

育児休業取得期間の設問について検討した結果、年間収入（前年 12 月 1 日から 11 月 30 日までの 1 年間の収入）との関連を正確に把握できるため、「8 月までに取得した休業期間」と「9 月以降取得する休業期間」に分けて調査することとしたい。

ただし、調査票スペースの制限があるため、把握する単位については、それぞれ月単位に変更する。（資料 1 - 2 参照）

< 変更案 >

(5) 育児休業の取得の有無 ・平成 26 年 9 月 1 日（単身世帯は 10 月 1 日）を含む範囲で取得している育児休業について記入してください ・産前産後休業、年次有給休暇の取得による日数は含めないでください	○ 取得している	○ 取得していない
	8 月までに取得した期間 （月単位に切上げ）	9 月以降、取得する期間 （月単位に切上げ）
	[.] [.] か月	[.] [.] か月

前回部会資料 1-1 「第 42 回人口・社会統計部会における意見に対する回答について」 4 頁

「就業・非就業の別」について、契約社員や嘱託の人が「その他」を選択することが理解できるように、注意書きを入れてはどうか。

【回答 2】

契約社員や嘱託などについては、「就業・非就業の別」の「その他」に記入するよう世帯票に注意書きを追加する。(資料 1-2 参照)

<変更案>

(4) 就業・非就業の別

- ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく人をいいます
- ・上記以外の派遣されている人（デパートの派遣店員など）は、派遣元の事業所における呼称について記入してください

契約社員、嘱託などは「その他」に記入してください

前回部会資料 1-4 「改正一覧」 3 頁 2. 選択肢 (1) 新設

「各種学校・塾など」に通信教育は含まれるのか。

【回答 3】

「各種学校・塾など」には、通信教育が含まれる。
また、このことについて「記入のしかた」に明記する。

前回部会資料 1－4「改正一覧」 1頁 1. 調査事項 (1) 新設

「被災による転居の有無」について、「一度転居して戻った」という区分を追加してはどうか。

【回答 4】

11月26日開催の第45回部会で検討結果を報告する。

前回部会資料 1－4「改正一覧」 3頁 2. 選択肢 (1) 新設

「その他の人」について、有料老人ホームの区分を追加してほしい。

【回答 5】

11月26日開催の第45回部会で検討結果を報告する。

前回部会資料 1－4「改正一覧」 6頁 3. その他 (4) 記入単位の変更

・「要介護・要支援の別」の設問の説明書きに、「40歳未満の方は、回答不要」とあるが、記入者自身の年齢と間違えることがないように、「40歳未満の世帯員については回答不要」としてはどうか。

・「介護の状況」と「要介護・要支援の別」の設問は、回答者の立場が逆になるため、混乱しやすいのではないかと。

【回答 6】

11月26日開催の第45回部会で検討結果を報告する。